



総論

1 計画策定の背景と目的

近年、人口減少・少子高齢化や核家族化の進行、一人ひとりの価値観や考え方、ライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、地域のつながりが希薄化していると言われています。さらに、8050問題やダブルケアなど複合的な問題の増加、虐待、社会からの孤立など、既存のサービスだけでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題が顕在化しています。

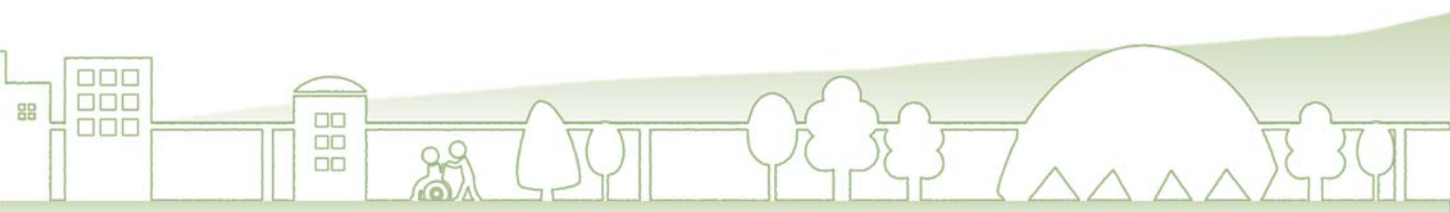
このような中、国においては、2016年（平成28）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしました。

本市では、2014年（平成26）年9月策定の地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第1次計画」という。）において、地域の人たちが見守り、お互いに支え合うことで誰もが安心して暮らせるまちを目指し、取組を進めてきました。

今は人口が増加している本市においても、いずれは人口減少が訪れ、高齢化は一層進み、厳しい行財政運営を強いられることが予想されます。そのような時代に対応するには、今のうちから時間をかけ、これまで以上に行政主導から市民主体のまちづくりへ転換する必要があります。

こうした背景から、「第1次計画」の基本理念を引き継ぐとともに、第6次長久手市総合計画（以下「ながくて未来図」という。）と整合を図りながら、「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。市民とともに本計画を推進し、市民主体のまちづくりに取り組んでいきます。

また、2016（平成28）年の自殺対策基本法の改正により、市町村にも自殺対策の計画策定が義務付けられることとなりました。自殺対策と地域福祉は密接に関連していることから、地域自殺対策計画は、地域福祉計画と一体的に策定します。



2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉とは

わたしたちは地域において、様々な問題や困りごとに日々向き合い、解決しながら生活しています。そのなかには、自分たちで解決できずに困っており、支援を必要としている人がいます。地域福祉とは、こうした様々な課題に対して、市民・団体・事業者・行政などが協働して解決に取り組み、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画」で、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定します。また、同計画では、次の5つの事項を踏まえ、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」（以下「社協」という。）が中心となり策定する、民間の行動計画です。「市民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社協の行動計画として策定します。

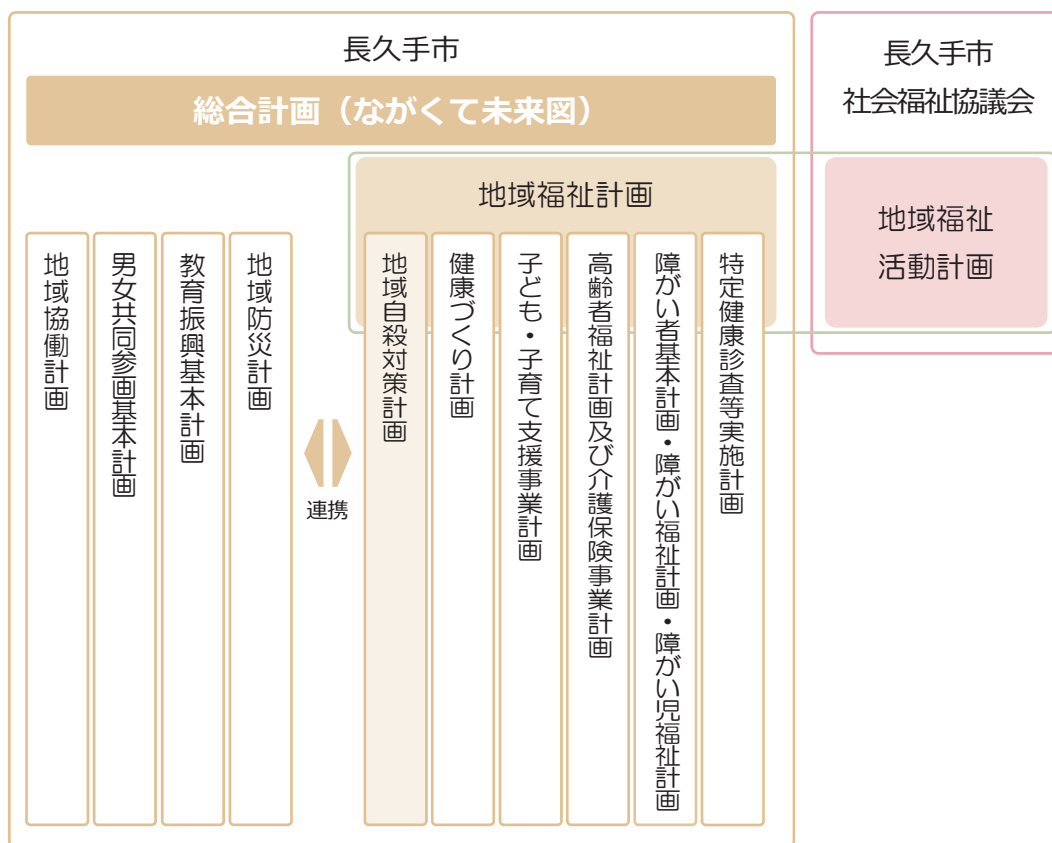
「地域自殺対策計画」とは、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定するものです。



(3) 各計画の位置づけ

長久手市地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、策定する計画であり、各福祉に関する計画の上位計画です。「地域福祉活動計画」と協働して策定し、実効性を高めるものとしします。また、長久手市地域自殺対策計画は、生きることへの包括的支援として、幅広い視点から自殺の予防につなげられるよう地域福祉と協働して策定しました。

なお、地域福祉計画と地域自殺対策計画は、「長久手市みんなで作るまち条例」の趣旨に沿って推進し、10年ごとのまちづくりの指針となる総合計画に基づいて策定するものです。また、防災やまちづくり、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



(4) 地域共生社会の実現に向けて

1 国の取組

2016（平成28）年7月、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、同年10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

そして、2017（平成29）年6月には、社会福祉法が一部改正され、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示され、地域福祉推進の理念として、①支援を必要とする住民や世帯が抱える複雑・複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決を図ること、②市町村は、支援を行う関係機関の相互の協力が円滑に行われ、支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めること、③市町村地域福祉計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加することなどが明記されました。

2 ながくて未来図の取組

本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」であり、2050年には老若男女がまちづくりに関わるのが当たり前になり、市民主体のまちづくりが文化として定着するよう、多くの市民に役割を担ってもらう（＝種を蒔く）ことに主眼を置いて策定されています。

そして、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことが重要であるとして、本市の将来像を次のとおり掲げています。

幸せが実感できる 共生のまち 長久手
～ そして、物語が生まれる ～



3 地域福祉計画の取組

国の取組やながくて未来図の取組、本計画の事業などにより、本市における包括的な支援体制を構築し、地域福祉を推進させ、地域共生社会を実現していきます。

また、以下の事業は、特に重点的に取り組んでいくものになります。

① 共通して取り組むべき事項

地域における高齢者・障がい者・児童の福祉などに関し、各分野が連携して行うことにより、事業の効果や支援を一層高めることができる取組を行います。

② 包括的な支援体制の整備に関する事項

・ 地域力強化推進事業

地域の調整役となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が中心となって、市民同士が日頃から見守り、支え合える関係性を築く取組を行います。

・ 多機関協働相談支援包括化推進事業

市民に身近な圏域で分野を超えた課題に総合的に相談に応じる包括的な支援システムを構築し、個人や世帯の複合的な課題や制度の対象とならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら生活再建を図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2023年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画\年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
総合計画						第6次総合計画（ながくて未来図）										
地域福祉計画・地域福祉活動計画		第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画					第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画									
地域自殺対策計画						長久手市地域自殺対策計画										
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画		第7次高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画			第8次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画			第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画								
障がい者基本計画		第3次障がい者基本計画					第4次障がい者基本計画									
障がい福祉計画		第4期障がい福祉計画		第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画								
障がい児福祉計画						第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画						
健康づくり計画		第2次健康づくり計画														
特定健康診査等実施計画								第3期特定健康診査等実施計画								
子ども・子育て支援事業計画		子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画									

